

光市公告第 39 号

条件付き一般競争入札を行うため、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により、下記のとおり公告する。

令和 7 年 7 月 4 日

光市長 芳 岡 統

記

1 業務名

光市休日診療所医療事務処理コンピュータ機器等賃貸借業務

2 業務場所

光市休日診療所

光市光井二丁目 2 番 1 号

3 業務内容

別紙仕様書のとおり

4 業務期間

令和 7 年 12 月 1 日から令和 12 年 11 月 30 日まで（60 箇月）

（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 及び光市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成 19 年光市条例第 18 号）第 2 条の規定による長期継続契約）

5 入札参加資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 国税、県税及び市町村税の未納及び滞納がないこと（法人の代表者が光市に住所を有する場合は、代表者の本市市税を含む。）。
- (3) この公告の日から入札の日までの間のいずれの日においても指名停止期間中等でないこと。
- (4) 相互に資本関係又は人的関係のある者が同一案件に参加していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続の適用を受けている者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続の適用を受けている者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていること。
- (7) 過去5年間に於いて、休日診療所、病院等での医療事務処理コンピュータ機器等賃貸借業務に関する業務実績があること。

6 申請方法

- (1) 7に掲げる書類を、光市健康増進課に持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は、配達証明等により配達の確認ができる方法で提出期限までに必着とすること。
- (2) 令和7年度光市物品調達等競争入札参加資格者名簿の「借入品、パソコン・ネットワーク機器類」に登録されている者については、7の(1)及び(9)のみを提出するものとする。
- (3) 申請書の様式は、光市健康増進課庶務予防係のホームページからダウンロードすること。
- (4) F A Xでの提出は不可とする。

- (5) 申請書の審査後、入札参加については、令和7年7月14日(月)に別途「一般競争入札参加資格確認通知書」をFAXにて通知する。

7 申請書類

- (1) 一般競争入札参加資格審査申請書
- (2) 使用印鑑届
- (3) 法人にあっては履歴事項全部証明書の写し(申請受付時において発行日から3箇月以内のもの)
- (4) 個人にあっては身分証明書の写し(申請受付日において発行日から3箇月以内のもの)
- (5) 税の未納・滞納がない証明書の写し(申請受付日において発行日から3箇月以内のもの)
 - ア 委任がないときは、本社所在地に係る国税、県税及び市町村税
 - イ 委任があるときは、本社に係る国税並びに委任地先に係る県税及び市町村税
- (6) 委任状(契約や請求等を本社以外で行う場合に提出のこと。)
- (7) 直近1年間の決算書類(決算報告書、貸借対照表及び損益計算書)の写し
- (8) 暴力団排除に関する誓約書
- (9) 実績が確認できる契約書等の写し

8 申請書類提出期限

- (1) 令和7年7月10日(木)午後5時15分までとする。
- (2) 入札参加資格確認申請に係る提出書類の訂正及び差替えは、申請書類提出期限後にはできない。

9 質問の方法

- (1) 本契約及び入札に関する質問は、入札参加資格確認通知後、FAXによる質問書の提出によること。

FAX番号 0833-72-6166 (光市入札監理課)

- (2) 質問書の提出期限は、令和7年7月17日(木)正午までとする。
- (3) 質問の回答は、令和7年7月18日(金)までに、一般競争入札参加資格確認通知書を配付した者全員に質問内容と併せてFAXにより書面で回答する。

10 入札日時及び場所

- (1) 入札日時 令和7年7月22日(火) 午前10時
- (2) 入札場所 光市役所3階 大会議室1号室

11 入札保証金

免除

12 入札に関する事項

- (1) 入札書の記載

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額(該当額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札書に記載する金額は5年間の総額とし、保守を含む月額と5年間の合計額をそれぞれ記載し、内訳欄の合計額が入札金額と一致すること。

- (2) 入札の執行

ア 郵送での入札書の提出は認めない。

イ 入札書の提出は、入札書を件名及び入札者の名称を表記した封筒に入

れて入札箱に入れることにより行う。入札箱に投函後の書換え、引換え、撤回等はできない。

ウ 本入札では予定価格を定めており、入札書の金額が予定価格以下で、かつ、最低価格である者を落札者とする。なお、開札の結果、落札者となるべき者が2人以上いる場合は、くじで落札者を決定する。

エ 入札の回数は、3回までとする。1回目で落札した場合は1回で終了する。この1回目の入札に参加しなかった者は、再度の入札には参加できない。

オ 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約を締結することができるときは、エによる最低入札価格と予定価格との差が6パーセントの範囲内のときとする。

カ 入札の無効は、光市財務規則（平成16年光市規則第47号）の例による。

（3） その他

ア （1）及び（2）に掲げるもののほか、入札及び契約に関する事項は、光市財務規則、光市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例、光市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例施行規則（平成19年光市規則第9号）及び光市物品調達等の指名競争入札に関する要綱（平成20年光市告示第5号）の例による。

イ 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加資格の制限又は指名停止等の措置を受けた場合は、契約を締結しない。